

2 遊漁に関するルール

遊漁（釣り）のルールは難しくありません。しかし、資源保護等の目的のために、それぞれの漁場で細かく定められています。楽しいはずの釣りが、知らなかったことで罪に処せられたりしないようにルールを理解しましょう。

万が一、漁業法・水産資源保護法や山形県漁業調整規則等に違反した場合はその罪により罰に処せられます。

(1) さけの採捕禁止

水産資源保護のため、山形県内の全ての河川においてさけを採捕することは禁止されています。

但し、ふ化放流等、さけの増殖を行うために知事の許可を受けた場合を除きます。

・水産資源保護法第25条

【罰則】 1年以下の懲役、50万円以下の罰金

(2) 水産動物の採捕禁止期間

次にあげる水産動物には、産卵繁殖を保護するために禁漁期間が定められています。また、各漁協において遊漁期間を制限している場合がありますので、資料編で確認してください。

水産動物	禁止期間
さけ	周年
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る)	9月1日から2月末日まで
やまめ (さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう)	10月1日から翌年3月31日まで
いわな	//
ひめます	//
あゆ	11月1日から翌年6月30日まで
やつめうなぎ	5月10日から6月30日まで

・山形県内水面漁業調整規則第25条

【罰則】6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

(3) 採捕する水産動物の全長制限及び卵の採捕の制限

次に掲げる水産動物は、資源保護のため、それぞれ一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。捕まえた場合は、再放流しましょう。

また、さくらます・やまめ・いわな・にじます・さけ・かじかの放産した卵を採捕してはいけません。

水産動物	全長
やまめ	15センチメートル以下
いわな	//
にじます	//
ひめます	//
うなぎ	30センチメートル以下
やつめうなぎ	//

・山形県内水面漁業調整規則第26条

【罰則】6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

(4) 採捕する漁具・漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具・漁法により水産動植物を採捕してはいけません。

■ 水産資源保護法によるもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 爆発物を使用する漁法 ○ 有毒物を使用する漁法 |
|--|

・水産資源保護法第5条及び第6条

【罰則】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

■ 山形県内水面漁業調整規則によるもの

- 巻持網で土、木、石又は竹をもって寄手を建設して行う漁法
- うなわ（うなわ類似のもの又はゴロ押しを含む。）
- う飼
- 板押
- 刺網を移動させないように敷設してさくらますを捕る漁法
- 水中に電流を通じてする漁法
- 瀬干及びすがぜめ
- 火光を利用する漁法
- 箱せん及びびんせん
- やすで、こい又はさくらますを捕る漁法
- かき倉（たな倉、ため又はかま）
- 刺網を二枚以上重ねてする漁法

・ 山形県内水面漁業調整規則第27条

【罰則】 6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

(5) 水産動植物の採捕禁止区域

次に掲げる区域においては水産資源の保護培養を目的として採捕禁止期間が設定されています。

区 域		期 間
月光川	全水面（支流、小支流及び小々支流を含む）	11月1日から翌年2月15日まで
日向川	河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端までの区域	10月1日から翌年2月15日まで
最上川	鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ800メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで
	最上郡舟形町堀内地内堀内橋上流端から下流600メートルの地点から下流1,400メートルまでの区域	
	北村山郡大石田町豊田地内亀井田橋上流端から下流1,200メートルまでの区域	
	乱川との合流点から上流200メートル、下流400メートルまでの区域	
	寒河江川との合流点から上流及び下流それぞれ600メートルまでの区域	
	上郷発電所ダム軸線から上流300メートル、下流190メートルの軸線との平行線までの区域（魚道を含む。）	周年
相沢川	最上川との合流点から上流酒田市石名坂地内大石橋上流に設置された落差溝上流端から上流100メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで

区 域		期 間
鮭川	最上川との合流点から上流最上郡戸沢村地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽西線鉄橋上流端までの区域	10月1日から翌年1月31日まで
最上小国川	最上川との合流点から上流1,000メートルまでの区域	
丹生川	最上川との合流点から上流600メートルまでの区域	
村山野川	最上川との合流点から上流荷口川との合流点までの区域	
小見川	荷口川との合流点から上流2,000メートルまでの区域	
乱川	最上川との合流点から上流押切川との合流点までの区域	
押切川	乱川との合流点から上流天童市今町地内今町橋上流端までの区域	
寒河江川	最上川との合流点から上流600メートルまでの区域	
京田川	最上川との合流点の左右両岸に設置した標柱から上流500メートルまでの区域	

・山形県内水面漁業調整規則第29条

【罰則】6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

(6) 外来魚の移植の禁止

外来生物法により、魚類についてはオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュなどが「特定外来生物」に指定されており、移植等について禁止されています。

また、特定外来生物は、放置しておくことと在来種の生息や生育を脅かしたり、漁業に影響を与える恐れがあることから、一部の市町村や漁協では駆除を実施しております。

外来生物法は釣りをすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

- 釣った魚は、その後は生きたまま保持することはできません。
- 釣った魚を湖周道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や河川の一定水域以外の湖沼・河川に運び移すことはできません。
- 釣った魚の取り扱いは、リリースまで釣り人自らが行わないといけません。(例えば、釣り大会での検量行為は、大会主催者が行うときも釣り人が立ち会い、そのリリースも釣り人が行う必要があります。)

・ 外来生物法第 32 条及び第 33 条

【罰則】・ 販売又は頒布をする目的で飼養したこと、放つことなど

3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はこれを併科
・ 譲渡、譲受け、引渡し、引取りをすることなど

1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金、又はこれを併科